

令和7年3月18日(火)

令和6年度第3回平塚市環境審議会資料

(仮称)次期平塚市環境基本計画 骨子(案)

平塚市地球温暖化実行計画(区域施策編)及び平塚市気候変動地域適応計画を含む

目次

第1章 計画の基本的な事項.....	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の推進と進行管理	5
第2章 計画の背景.....	8
1 まちづくりの方向	8
2 将来に向けた市民の意識	9
3 環境問題の動向.....	10
4 平塚市における分野別の取組状況.....	14
第3章 計画の方向性.....	16
1 めざすべき環境像	16
2 分野別方針と施策の柱	17
3 施策の体系	22

◇計画の構成◇

《第 1 章》

計画の基本的な事項

趣旨、位置づけ、期間、対象、
推進と進行管理

《第 2 章》

計画の背景

まちづくりの方向、現行計画の評価、
将来に向けた市民の意識、環境問題の動向、
平塚市における分野別の取組状況

《第 3 章》

計画の方向性

めざすべき環境像、分野方針と施策の柱、
施策の体系

※本骨子では、以下の第 4 章以降の内容は含みません。

《第 4 章》

気候変動分野 の取組

- ・地球温暖化対策実行計
画(区域施策編)
- ・地域気候変動適応計画

《第 5 章》

循環経済分野 の取組

《第 6 章》

自然環境分野 の取組

《第 7 章》

生活環境分野 の取組

《第 8 章》

環境学習・協働 分野の取組

第 1 章 計画の基本的な事項

1. 計画の趣旨

(1) 市の概要

平塚市(以下「本市」という。)は、神奈川県ほぼ中央、相模平野の南部に位置し、北方には丹沢・大山山塊が控え、西方には富士・箱根連山を遠望することができます。また、都心方面への通勤など交通利便性に優れるとともに、四季温和な気候に加え、海、川、里山など豊かな自然にも恵まれています。

本市の自然は、相模川や金目川などの多くの河川と相模湾、海岸と河川沿いに発達した平野とそれらを囲む丘陵地(丹沢山地南端部の台地及び大磯丘陵東部の台地)を特徴としています。海岸には砂丘・砂浜が発達し、丘陵地には里山の自然が広がっています。

歴史的には、江戸時代には東海道五十三次の宿場町として栄え、第二次世界大戦前には商工都市として発展し、第二次世界大戦では空襲により壊滅的な被害を受けましたが、戦後復興を経て商工業の成長とともに住宅地としても発展しました。平塚市を代表する七夕まつりは、戦後の「復興まつり」が前身となっています。

現在は、利便性や自然環境を活かして産業や都市基盤が発達し、文化、市民活動などの地域資源が充実するまちとなっています。また、神奈川県下でも有数の農業の盛んな都市であり、相模湾の豊かな水産資源を活かした漁業も活発です。

(2) 平塚市環境基本計画の経緯

本市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本的な計画として、2000(平成 12)年3月に最初の環境基本計画を策定し、2007(平成 19)年に改訂を行いました。

2017(平成 29)年 3 月には、「平塚市環境基本計画」(計画期間:2017(平成 29)～2026(令和 8)年度) (以下「現行計画」という。)を策定し、2022(令和 4)年 3 月には中間見直しを行い、また事業計画を策定して、各種の環境施策に取り組んできました。

また、2070 年までの人口推移を意識した上で、高齢者数がピークを迎える 2040 年頃の人口構造が社会経済環境に与える影響を踏まえるとともに、市制施行 100 周年を展望して、「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」(2024～2031 年度)を策定したところです。

(3) 環境行政を取り巻く状況

環境行政を取り巻く状況は、持続可能な開発目標(SDGs)の推進、社会全体の脱炭素(カーボンニュートラル)と循環経済(サーキュラーエコノミー)に向けた動き、気候変動影響の深刻化など、近年に大きく変化しています。また、生物多様性の喪失も、気候変動と並ぶ重大な地球環境問題とされ、自然再興(ネイチャーポジティブ)が求められています。

市内においては、著しい汚染や健康被害といった深刻な問題は見られませんが、少子高齢化と人口減少の中で、環境保全の原点ともいえる安全・安心や快適性を保っていく必要があります。特に、気象の変化により水害や熱中症のリスクが高まっており、市民アンケートにおいてもそれらへの危惧が見られます。また、みどりの保全や環境美化においては協働が不可欠ですが、担い手の確保が難しくなることが予想されます。

(4) 平塚市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因の一つとされる豪雨や猛暑などの異常気象が、日本をはじめ世界中で発生し、私たちの生活に影響を及ぼしています。

2021(令和3)年秋に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することが合意文書に明記されました。そこで国は、この目標達成に向け、2050年までに二酸化炭素(以下、CO₂という。)をはじめとした温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素(カーボンニュートラル)を掲げ、脱炭素化に向けた動きを加速しています。

こうした国内外の動向を受け、本市においても脱炭素化の目標を共有し、環境への負荷が少ないライフスタイルの普及、再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器の導入促進などのあらゆる対策を、市民・事業者・行政が連携し、より一層進めていくことが強く求められています。

そのため、本市は、2022(令和4)年3月24日に「ゼロカーボンシティ」の実現に取り組むことを宣言しました。

(5) 計画の目的

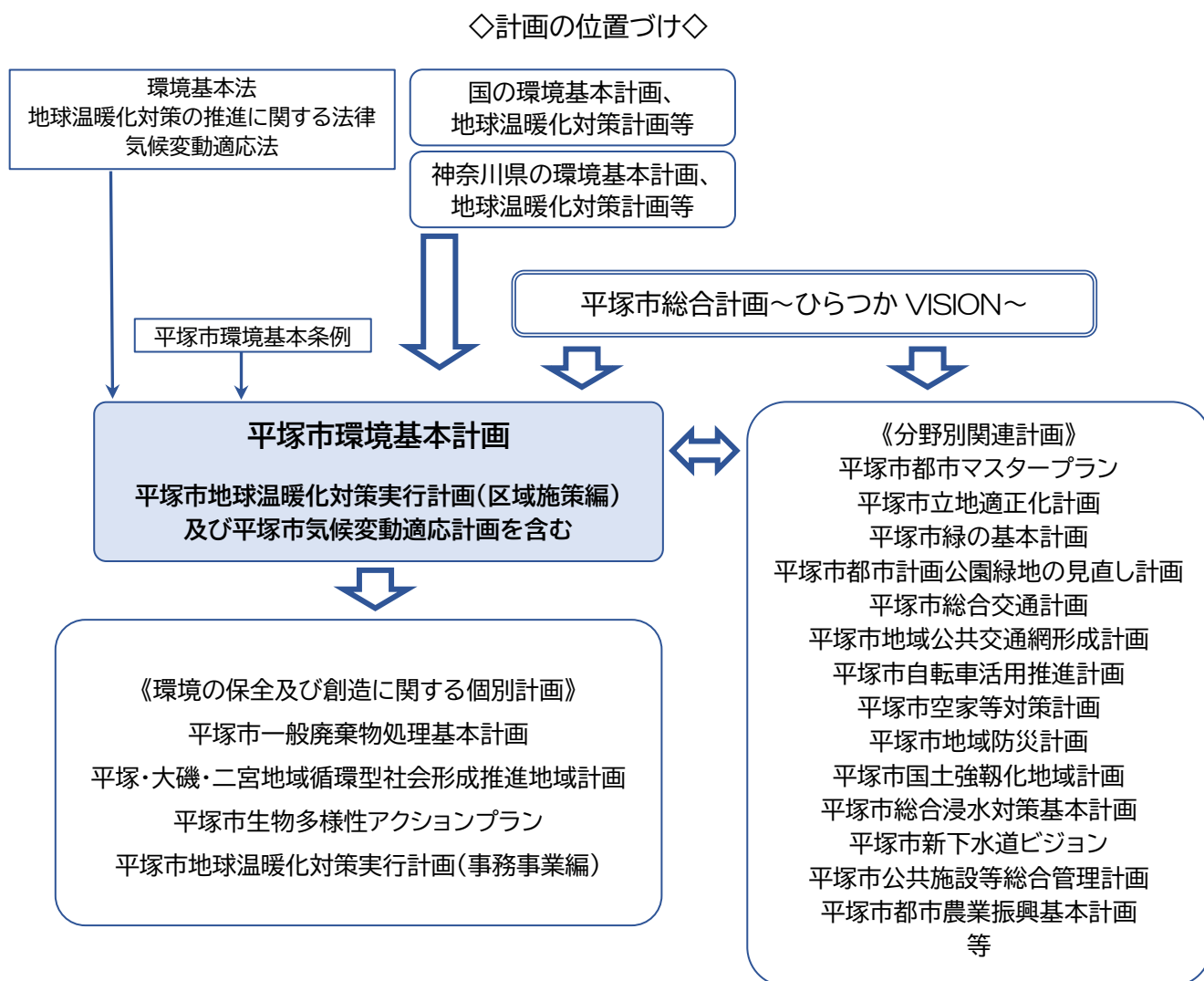
本計画は、ここに述べた状況を踏まえ、本市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、現行計画の終了に伴い策定するものです。また、地球温暖化・気候変動に対する緩和策と適応策の計画を包含し、本市の地域特性と市民・事業者の意識を反映しながら、現在の環境行政を取り巻く状況への対応を図る新たな計画となります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平塚市環境基本条例(以下「基本条例」という。)第 8 条に基づく計画です。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)と、「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画の内容を含むものとし、気候変動等の地球環境問題について国・県の計画や方針と連携を図ります。

市政においては、本計画は、「平塚市総合計画～ひらつか VISION～」(2024～2031 年度)を上位計画とする分野別基本計画に位置づけられます。他の分野の計画に環境面での方針・方向性を示して環境に係る部分の整合を促し、相互に補完を図ります。



3. 計画の期間

計画期間は、2026(令和8)年度から2035(令和17)年度の10年間とし、社会情勢等を考慮した中間見直しを予定します。

4. 計画の対象

本計画の対象地域は平塚市全域を基本とし、広域的な連携の対象についても扱います。

対象範囲は、以下の表の通りです。地球環境問題で気候変動と生物多様性が最大の課題となっており、脱炭素(カーボンニュートラル、ゼロカーボン)、循環経済(サーキュラーエコノミー)、自然再興(ネイチャーポジティブ)が求められていることから、気候変動分野、循環経済分野、自然環境分野を設定します。さらに、生活環境の安全・安心が環境保全の基盤であることから生活環境分野を設定し、協働や地域資源が全ての取組を支えるものであることから環境学習・地域資源分野を設定します。

◇施策分野◇

本計画 施策分野	視点	対応する 現行計画分野	(参考)本計画施策イメージ ※後述の施策体系を参照
気候変動 分野	気候変動緩和(脱炭素)と適応	地球環境分野 都市環境分野	・ 脱炭素啓発活動の推進 ・ 一般家庭や事業者への再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進 ・ 公共施設等における再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入推進 ・ 公共交通活用による環境負荷の低減 ・ 電動車(EV)の普及促進 ・ 自転車を利用しやすいまちづくり ・ 気象変化に適応する防災の推進 ・ 熱中症対策の推進 等
循環経済 分野	循環型社会 循環経済	地球環境分野	・ 廃棄物の発生抑制の推進 ・ 資源化の推進 ・ ごみ処理広域化の推進 等
自然環境 分野	生物多様性保全 生態系保全 自然共生 みどりによる快適性	自然環境分野 都市環境分野	・ 自然再興(ネイチャーポジティブ)の推進 ・ 自然体験・学習活動の促進 ・ 里山の保全活動の促進 ・ 里川里海の保全活動の促進 ・ 河川・海洋保全の推進 ・ 公共の緑の整備と維持管理の推進 ・ 緑化活動の推進 ・ 農業活性化の促進 ・ 農業とのふれあいの促進 ・ 地産地消の促進 ・ 有害鳥獣対策の推進 ・ 外来種対策の推進 等
生活環境 分野	安全・安心 衛生	生活環境分野 地球環境分野	・ 事業活動に伴う大気汚染及び水質汚濁の発生源対策の推進 ・ 河川水質の監視測定等の実施 ・ 生活排水対策の推進 ・ 有害物質対策の推進 ・ 交通騒音・振動対策の推進 ・ 不法投棄対策の推進 ・ 散乱ごみ対策の推進 ・ 空家・空地の適正管理の促進 等
環境学 習・協働 分野	情報 学習、活動 地域づくり	環境保全活動 等 都市環境分野	・ 幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校での環境学習の促進 ・ 環境に関する啓発活動の推進 ・ 地域資源の保全・活用の推進 ・ 平塚らしい景観づくりの推進 ・ 市民による地域の環境保全活動に対する支援 ・ 環境保全団体のネットワークづくりの促進 ・ 環境に関わる人材の育成と活用 等

5. 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、市民、事業者及び滞在者とし、それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組むものとします。

なお、滞在者の行うべき取組は、滞在中の環境負荷の低減や環境の保全(省エネルギー、ごみの排出削減、自然環境の保全など)に係るもので、基本的に市民の行う取組と共通します。そのため、滞在者は、市民が行う取組のうち、滞在中に実施できる取組を行うこととし、本計画においては、次頁以降、市民と同一の主体として扱います。

◇各主体の責務(平塚市環境基本条例より抜粋)◇

<市>

- ・ 環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施します。
- ・ 自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めます。

<市民>

- ・ 日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

<事業者>

- ・ 事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。
- ・ 物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うにあたっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

<滞在者(旅行者その他の滞在者)>

- ・ 滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

(2) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、平塚市環境審議会(以下「環境審議会」という。)において、進行状況の点検・評価、課題の解決に向けた調整等を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ります。

① 平塚市環境審議会

本市では、環境基本法第 44 条及び環境基本条例第 22 条に基づき、環境基本計画の策定及び変更、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項の調査審議を行う附属機関として、環境審議会を設置しています。

環境審議会の委員は、公募による市民、環境保全に取り組んでいる団体、事業者、学識経験者から構成されています。

本計画の進行状況については、これまでも毎年度、環境審議会において点検を行っており、今後も引き続き点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

② 協働による取組の推進

市民や事業者等による自主的な活動や市、市民及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるよう、施策の実施と環境配慮指針の周知・浸透を図ります。

また、環境保全活動に関する市民や事業者への普及啓発や市との連絡調整のため、市民や市民活動団体、事業者などにより構成される「ひらつか環境ファンクラブ」と連携しながら、協働による取組の推進を図ります。

③ 国・県・他地域との連携

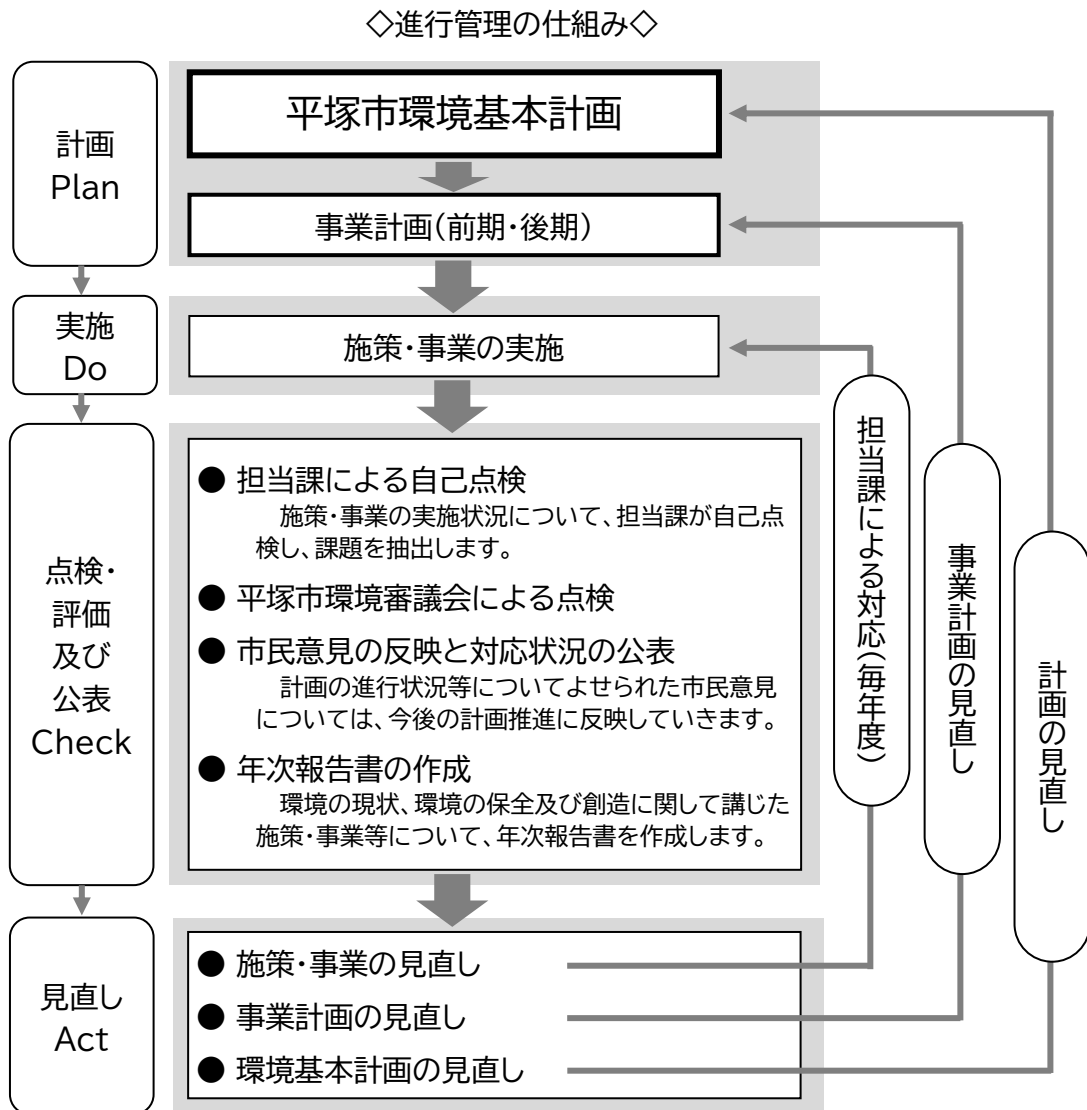
大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応については、国や県、他地域との連携を図りながら、広域的な視点から取組の推進を図ります。

④ 庁内関係課との連携

本計画の推進にあたって、庁内連携し、施策の推進や、事業の進行状況の確認等を行います。

(3) 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画期間の前期及び後期における事業計画を策定し、次図に示すPDCAサイクルにより、進行管理を行います。



(4) 事業計画による施策・事業の推進

本計画の着実な推進を図るために、計画期間内の前期又は後期における市の施策・事業の内容を明らかにする事業計画を策定し、成果や改善点のフィードバックをしながら各施策を進めていきます。

事業計画では、前期又は後期における市の施策・事業を取り上げ、「事業内容」及び「担当課」を明確化します。

第 2 章 計画の背景

1. まちづくりの方向

本市は、2024(令和 6)年度からの 8 年間を計画期間とする「平塚市総合計画 ～ひらつか VISION～」において、「市民が幸せに暮らすまち」を目指す姿に、①人口構造や社会の変化に対応したまちづくり、②効率的・効果的な行政運営によるまちづくり、③愛着を持てるまちづくり、④市民等との協働によるまちづくり、⑤行政間の連携によるまちづくり、を基本姿勢としています。

全分野を通じてデジタル化:DX と脱炭素化:GX を進め、「便利で快適に暮らせる社会づくりと地球環境の保全に取り組みます」とし、GX の主な取組は以下のものとなっています。

- 学校施設等における再生可能エネルギーの利用
- 青少年に対する環境意識の啓発
- スポーツ施設における再生可能エネルギーの利用
- 防犯設備における省エネの取組推進
- ツインシティ大神地区における再生可能エネルギーの活用
- 二酸化炭素排出量の削減に向けた自転車と路線バスの活用
- 市民団体による緑化推進を中心とした意識の啓発
- スマート農水産業の導入促進
- 企業立地・増改築助成に伴う脱炭素化の取組支援
- 住宅や事業所に対する再生可能エネルギーの利用促進
- 廃棄物処理施設における再生可能エネルギーの利用推進

また、同計画の 4 つの重点戦略のうち、「重点戦略 4 安心・安全で快適なまちづくり」が、本計画の気候変動適応策と関連しています。

分野別の個別計画においては、以下のものが環境施策と関連しています。

◇環境施策に関連する個別計画等◇

平塚市一般廃棄物処理基本計画	平塚・大磯・二宮地域循環型社会形成推進地域計画(第三期計画)
平塚市災害廃棄物等処理計画	第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画
平塚市分別収集計画	平塚市鳥獣被害防止計画
平塚市生物多様性保全アクションプラン	平塚市森林整備計画
平塚市都市農業振興基本計画	平塚市農業振興地域整備計画
平塚市都市マスタープラン	平塚市立地適正化計画(策定中)
平塚市緑の基本計画(第 2 次)	平塚市都市計画公園緑地の見直し計画
平塚市総合交通計画	平塚市地域公共交通網形成計画
平塚市自転車活用推進計画	平塚市景観計画
平塚市市街化調整区域の土地利用方針	平塚市空家等対策計画
未利用地等の利活用基本方針	平塚駅周辺地区活性化ビジョン
ツインシティ整備計画	平塚市産業振興計画 2024
平塚市地域防災計画	平塚市国土強靱化地域計画
平塚市総合浸水対策基本計画	平塚市新下水道ビジョン
平塚市公共施設等総合管理計画	平塚市公共施設等個別施設計画
第 2 期平塚市教育振興基本計画	平塚市学校施設の個別施設計画
ひらつか健康・食育プラン 21	平塚市デジタル化基本方針(2024-2027)

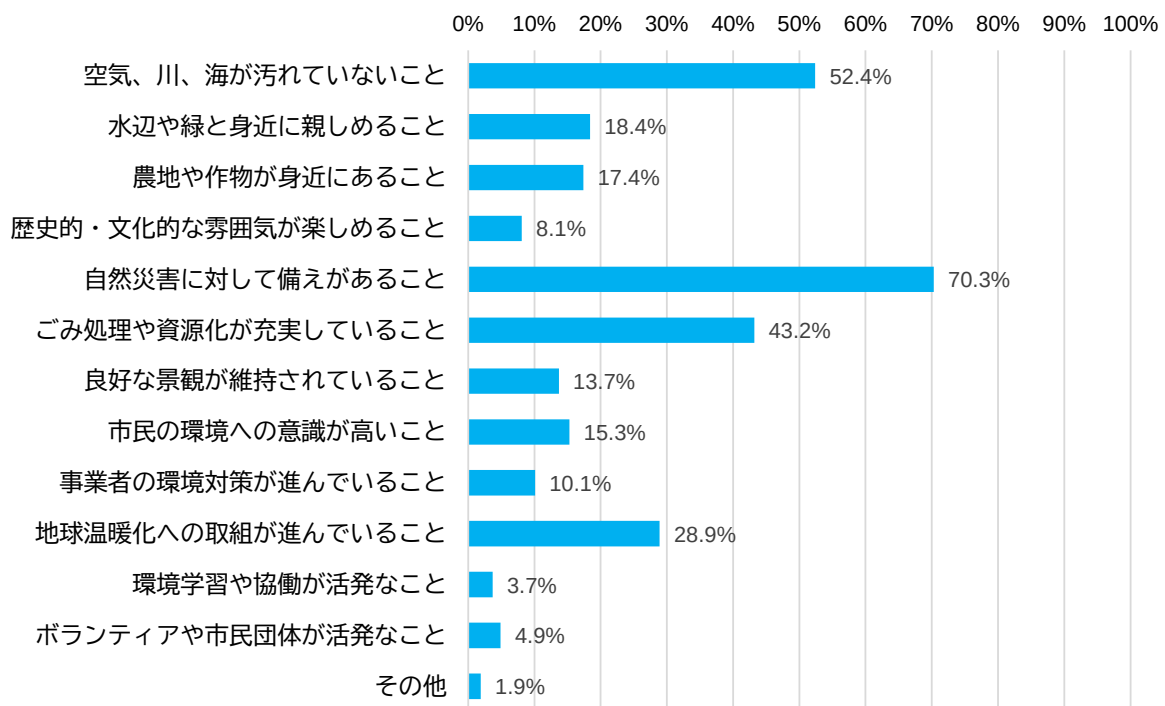
2. 将来に向けた市民の意識

本計画の策定に向けて、2024(令和6)年9月に市民2,500人を対象としたアンケートを行い、うち40.5%の方から回答を得ました。

平塚市が環境に取り組む中で、特に将来に向けて大事だと思うものを尋ねたところ、「自然災害に対して備えがあること」が最高で、二番目は「空気、川、海が汚れていないこと」、三番目は「ごみ処理や資源化が充実していること」となりました。他の項目と比べて、これらの高さが目立ちます。また、自由意見においても、本市の地形や近年の経験を反映して、気象変化や水害を心配する声が多くありました。

他の自由意見としては、本市の環境について、住みやすさや環境の良さを肯定的に捉えた意見が多い一方で、活気の衰えへの懸念、都市施設や交通の充実を求める意見も多く、散乱ごみの問題など、まちの清潔さ、きれいさについての指摘や要望も多くありました。さらに、自然環境を大切に考える意見が多く、市の環境の多様さを反映して、水辺、海岸、山、農地、生物、樹木など様々な部分に言及がされていました。

◇市民意識「平塚市が環境に取り組む中で、特に将来に向けて大事だと思うもの」◇



資料：平塚市環境基本計画等改定に係るアンケート調査(2024(令和6)年9月実施、回収率40.5%)

3. 環境問題の動向

(1) SDGs(持続可能な開発目標)

貧困や飢餓、環境問題など、世界が抱える課題を解決し、「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会を実現するための世界共通の目標です。2015(平成 27)年の国際サミットにおいて採択され、2030 年を年限としています。

◇SDGs(持続可能な開発目標)のアイコン◇



資料:国連広報センター

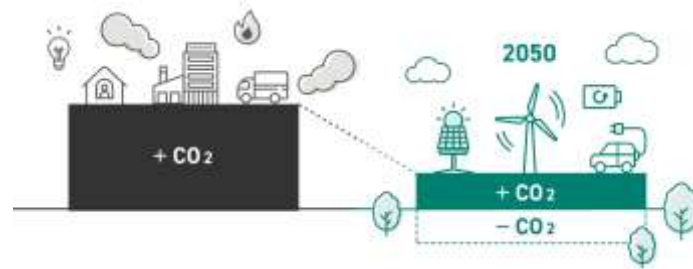
(2) 気候変動対策

最も重大な地球環境問題である気候変動を抑制するため、世界は、パリ協定(2016(平成 28)年発効)により、「世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに(2℃目標)、1.5℃に抑える努力を追求すること(1.5℃目標)」「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること(脱炭素(カーボンニュートラル))」を目指しています。

国は「2050 年脱炭素(カーボンニュートラル)」を目指し、中間目標とする「温室効果ガス排出量を 2030(平成 12)年度までに 2013 年度比で 46%削減」に向けて着実に歩んできました。2025(令和 7)年2月には、「2035 年度、2040 年度において、2013 年度比でそれぞれ 60%、73%削減」とする自主的な削減目標(NDC: Nationally Determined Contribution、国が決定する貢献)を国連に提出するとともに、この目標を加えた新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

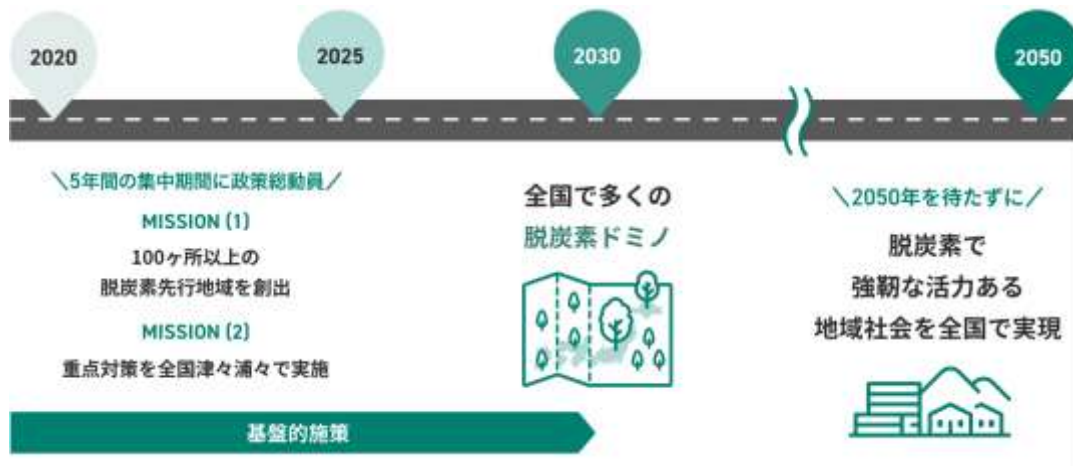
一方、気候変動が進行していることから、気候変動の影響に対して、害を和らげもしくは回避し、または有益な機会を活かそうとする適応策も不可欠であり、国は「気候変動適応計画」(2021(令和 3)年 10 月閣議決定)を推進しています。

◇2050 年脱炭素(カーボンニュートラル)のイメージ◇



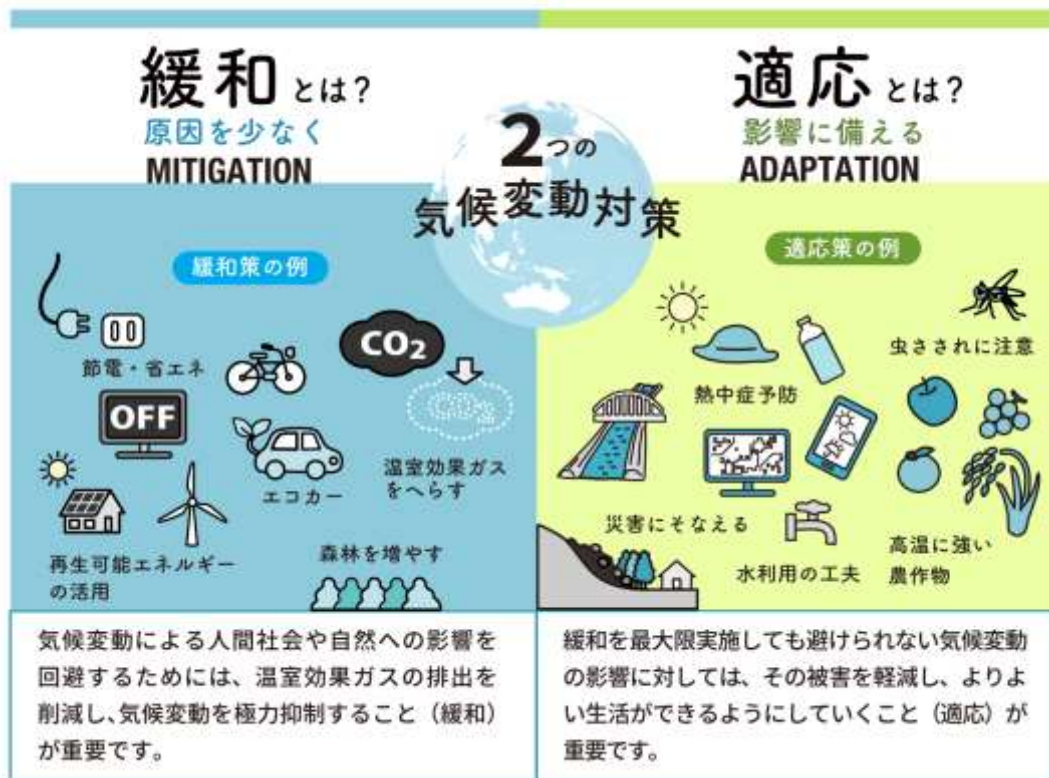
資料:脱炭素ポータル

◇地域脱炭素ロードマップ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～◇



資料:地域脱炭素ロードマップ

◇2つの気候変動対策◇



資料:A-PLAT 気候変動適応プラットフォーム

(3) 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

循環経済(サーキュラーエコノミー)とは、従来の Reduce(リデュース、発生抑制)、Reuse(リユース、再利用)、Recycle(リサイクル、再生利用)の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。

国は、循環経済への移行を国家戦略として位置付け、「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～」(2024(令和6)年8月閣議決定)を推進しています。

◇循環経済(サーキュラーエコノミー)のイメージ◇



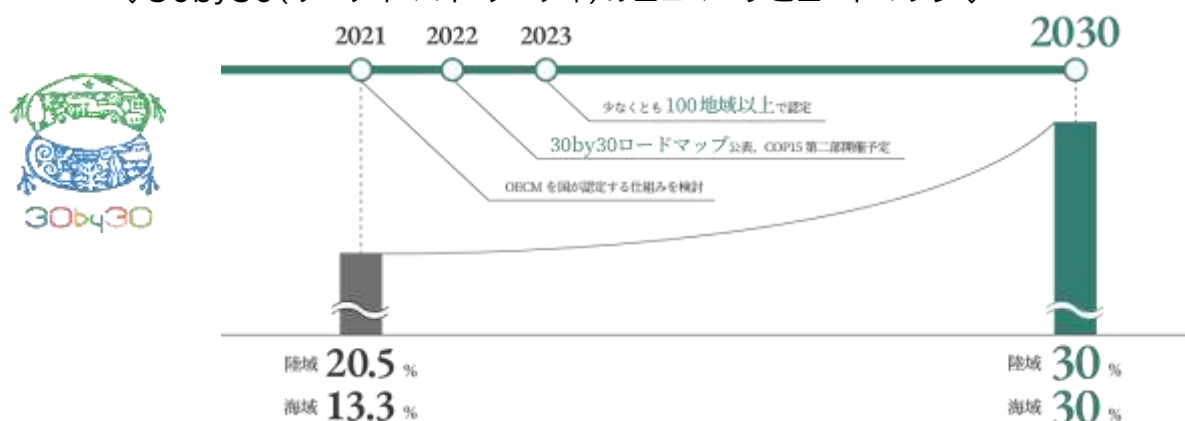
資料:第五次循環型社会形成推進基本計画概要

(4) 自然再興(ネイチャーポジティブ)の推進

生物多様性(自然の豊かさ)と生態系サービス(自然の恵み)の喪失が、気候変動に並ぶ重大な地球環境問題となっています。

国は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(2022(令和4)年国連採択)を踏まえて、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を推進し、2030 年までの自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現、陸域と海域の各30%を保全地域とする「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」目標の達成等を目指しています。

◇30by30(サーティ・バイ・サーティ)のロゴマークとロードマップ◇



資料:生物多様性のための 30by30 アライアンス事務局 WEB サイト

4. 平塚市における分野別の取組状況

(1) 気候変動分野の取組状況

- 本市は、脱炭素社会の実現に向け、ライフスタイル変容に向けた啓発やクーリングシェルター設置等を推進しています。再エネ設備や省エネ機器については、導入促進に向けた啓発と支援(補助)、電力契約に関する啓発、EVに関する啓発、路線バスへのEV導入に取り組んでいます。
- 本市の公共関連の脱炭素化については、防犯街路灯や道路照明等のLED化、EV及び充電設備の導入を計画的に推進しているほか、EVシェアリングや水素ステーション等の研究・検討を行っています。エネルギーの地産地消についても、ごみ焼却熱の利用を行っているほか、新たな取組についても検討していますが、ごみ発電からのEV充電は調査の結果困難との結論に至りました。また、産学公連携で波力発電とブルーカーボンの研究事業を支援してきました。
- ツインシティ大神地区では、立地企業による再エネ導入や緑化等の環境対策が行われているほか、住宅街区におけるZEH建設が注目されています。交通面では、バス交通の整備、EVバス導入の協議、道路や自転車利用環境の整備、鉄道拡充に関する協議等が計画的に行われています。
- 気候変動への適応について、ヒートアイランド対策として、市民・事業者への緑化への働きかけや、協働による緑化に取り組んでいるほか、健康への影響を踏まえて熱中症予防の啓発に取り組んでいます。また、拡大が予想される風水害への対策として、防災啓発と浸水対策事業などを計画的に推進しています。

(2) 循環経済分野の取組状況

- 循環型社会の形成に向けて、「平塚市一般廃棄物処理基本計画」「平塚・大磯・二宮地域循環型社会形成推進地域計画」により、5Rの啓発等を推進しています。排出抑制(リデュース)の面では、使用済小型家電資源化、ごみ減量化・資源化協力店の活動、食品ロス削減、プラスチック削減等についての啓発と、可燃ごみ戸別収集拡大に取り組んでいます。再利用・再生利用(リユース・リサイクル)の面では、市民・事業者への啓発とともに、平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化の枠組みに基づき、剪定枝の資源化、焼却残さの資源化、プラスチック削減の研究、バイオマス発電の研究等に取り組んでいます。

(3) 自然環境分野の取組状況

- 市内には、西部丘陵地域をはじめとした多様な生態系が広がっています。その状況を踏まえて、「ひらつか生物多様性アクションプラン」では11箇所の重要地区を位置付け、各地区の特性をまとめています。
- 生物による害については、野生鳥獣による農業や住宅の被害、生態系に対して侵略的な外来種等が市内でも発生しています。
- 里山については、緑の面積は横ばいではありますが、植林地や雑木林の維持管理が難しくなっています。
- 水辺の自然については、海岸浸食が問題となっているほかは、大きな変化は見られません。
- 農地については、大きな減少は見られず、農業振興や地産地消も活発です。イノシシによる農業被害が生じています。農業における環境配慮については、情報と実践が浸透しつつあります。
- 緑がもたらすうるおいとやすらぎの面では、市街地の緑に大きな損失は生じていませんが、局所的に老木の衰えや病虫害による立ち枯れ等が見られます。都市公園緑地や街路樹等の公共空間の緑については、維持管理・設備更新を計画的に行っているほか、若干ではありますが面積を増やしています。また、市民・事業者への緑化への働きかけや、協働による緑化の取組を行っています。

(4) 生活環境分野の取組状況

- 人の生活や生態系の基盤となる生活環境を保全するために、環境基本法に定める公害(大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音・振動、悪臭、地盤沈下)の防止に取り組んでいます。
- 大気環境については、光化学オキシダントが広域的・全国的な課題であることを除いて、大きな問題は見られません。
- 水環境については、河川・海域の水質は概ね良好ですが、一部河川で改善が進まない状況となっています。生活排水処理はほぼ全世帯に普及していますが、下水道整備地域での未接続や非水洗化も少数残っています。
- 有害物質については、市内の汚染や被害は見られません。過去に国内ではダイオキシン類や石綿(アスベスト)、放射性物質などが問題となってきたことから、今後もその時々状況に応じた対応が求められています。近年、国内各地において、有機フッ素化合物による土壌・地下水汚染が問題となっており、本市でも調査等が必要となる可能性があります。
- 土壌汚染・地下水汚染については、現状で市内の新たな汚染や被害は見られませんが、想定を超えて、産業や生活からの人為的な汚染だけでなく、自然由来の汚染も顕在化する場合があります。
- 騒音・振動・悪臭については、一部の交通騒音・振動、一時的な産業騒音・振動等の環境基準超過や苦情が見られます。
- 不法投棄防止の面では、啓発とパトロールに加えて、警察等関係機関と連携した調査と回収を行っています。
- 環境美化の面では、市民や関係機関等と連携して、美化活動や啓発等を推進しています。

(5) 環境学習・協働分野の取組状況

- 環境教育・環境学習について、市の「わかば環境 ISO(学校版環境 ISO 制度)」に沿って、公立幼稚園・認定こども園・小中学校と、私立幼稚園・認定こども園では、学校ぐるみ・園ぐるみの特色ある環境教育に取り組んでいます。保育プログラムや各教科の中で、また総合的学習の時間において、環境の視点に基づく学習が浸透し、市からは、教材・情報の提供等の支援を行っています。地域における学習活動の面では、毎年7月に開催されるひらつか環境フェアをはじめ、ひらつか環境ファンクラブと連携したこども環境教室、出前講座、人材養成の環境市民講座、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設における講座等を推進しています。
- 市民等の取組や連携への支援について、ひらつか環境ファンクラブ、地区美化推進委員会、ごみ減量化推進委員会、公園愛護会、緑化モデル団体との連携や活動への支援、協働によるまちづくり活動の啓発・支援を推進しています。事業者に向けては、平塚地区環境対策協議会への支援、公害対策等に関する情報提供等を推進しています。
- 地域資源の面では、景観に関する計画や協定の推進、広告物規制の運用、平塚八景や歴史的・文化的資源の維持管理等に取り組んでいます。

第3章 計画の方向性

1. めざすべき環境像

市民、事業者、市の各主体が、協働により環境の保全と創造に取り組んでいくために、以下のとおり「めざすべき環境像」を掲げます。

めざすべき
環境像

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち
ひらつか

「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしい」という言葉は、環境基本条例に規定している「環境共生都市」の実現のため、地域活動や団体活動、一人ひとりの日常生活、事業者の事業活動の中で、環境の保全に取り組んでいくことをめざしたもので、現行計画から継承しています。

アンケート結果や現行計画の進捗評価からは、この環境像に向かって、道半ばではありますが、概ね正しく歩んできたことが伺えます。そして、将来像は長期的に実現をめざすものであるという考えから、現行計画から引き続いてこの環境像を掲げることとしました。

また、社会情勢等を踏まえて施策分野を見直したことについては、「地球にやさしい」の部分が気候変動分野と循環経済分野に、「自然にやさしい」の部分が自然環境分野と生活環境分野に、「人にやさしい」の部分が生活環境分野と環境学習・協働分野に、それぞれつながっており、この環境像が新たな施策体系をまとめる形となっています。

2. 分野別方針と施策の柱

第1章に述べた施策分野と、第2章の背景を踏まえ、分野別方針と施策の柱について、以下のとおり定めます。

(1) 気候変動分野の方針と施策の柱

私たちの経済活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが要因となって地球温暖化が進み、地球規模での気候変動が生じています。この気候変動は最も重大な地球環境問題となっており、気候変動を緩和するために脱炭素(カーボンニュートラル)が急務とされ、日本を含む各国は「2050年脱炭素(カーボンニュートラル)」を目指しています。一方で、気候変動は今後もさらに大きくなると予想されており、豪雨をはじめとした気象変化や、熱中症などの高気温の影響に対して適応を図り、安全を確保する必要性が生じています。

これらのことから、以下のとおり、気候変動分野の目標と方針を定めます。

分野別方針 1	気候変動対策を推進し、ゼロカーボンシティを目指します
施策の柱	1-1 脱炭素型ライフスタイルの普及に取り組みます 1-2 建物や設備の省エネ化と再エネ導入に取り組みます 1-3 交通の脱炭素化に取り組みます 1-4 気候変動への適応に取り組みます

関連する SDGs



また、本分野の取組は平塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び平塚市気候変動適応計画に位置づくもので、国・県と連携して脱炭素(カーボンニュートラル)を実現していくための取組と、市域の特性に即して気候変動に適応していくための取組となります。

このことから、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、市域の温室効果ガス排出削減の目標を、以下のとおり定めます。

市域の温室効果ガス排出削減目標	2030 年度までに 2013 年度比 46%削減 2035 年度までに 2013 年度比 60%削減 2050 年度までに脱炭素(カーボンニュートラル)を実現
-----------------	---

(2) 循環経済分野の方針と施策の柱

資源を大量に使い大量に廃棄する経済活動は、廃棄物処理の費用増大、ゴミ捨てや不法投棄による環境汚染、天然資源開発に伴う自然破壊や環境汚染などの様々な問題を大きくする要因となっています。また、まだ食用になる資源を無駄に捨ててしまう食品ロスや、大きなものから微細な粒子に至るまで様々なプラスチックによる環境汚染の問題が注目されています。このような問題を解決する循環型社会の実現には、資源の投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が重要であり、国家戦略に位置づけられています。

本市のごみ量とリサイクル率は県平均と比べて良い水準にあります。ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出を抑える必要もあり、さらなる努力が求められています。

これらのことから、以下のとおり、循環経済分野の目標と方針を定めます。

分野別方針
2

**資源を大切に使い、廃棄を減らして、
循環経済に移行します**

施策の柱

2-1 ごみの減量化と資源化に取り組みます

2-2 ごみ処理の改善に取り組みます

※2-1、2-2 は平塚市一般廃棄物処理基本計画の推進により実施

関連する SDG s



(3) 自然環境分野の方針と施策の柱

私たちの社会を支えている生物多様性(自然の豊かさ)と生態系サービス(自然の恵み)の喪失が、気候変動と並ぶ重大な地球環境問題となっています。また、植物や藻類の光合成は二酸化炭素を吸収して酸素を生み、生態系は気候変動の影響で変化するというように、生物多様性と気候変動は密接な関係にあり、共に取り組む必要があります。生物多様性を保全するために自然再興(ネイチャーポジティブ)が重要で、各陸域と海域の各30%を保全地域とする「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」などが日本を含む世界の目標となっています。

本市には、相模川、金目川などの河川が流れ、丘陵地の森林から農地、市街地の樹木など、様々な緑とともに生態系のネットワークを形成しており、広くは、河川上流域の森林から下流域の平地、流入先の相模湾に至る流域一帯の生態系の一部を成しています。また、私たちの社会にとっては、生態系は農水産業の資源となり、景観や文化など暮らしの豊かさに役立つ一方で、一部の生物が害をもたらす面もあります。生物多様性を保ちつつ、まちづくりや暮らしと生態系との調和を図ることで、自然との共生を実現することが重要です。

これらのことから、以下のとおり、自然環境分野の目標と方針を定めます。

分野別方針
3

**生物多様性を保全しながら、自然の恵みを活かして、
快適に暮らせるまちをつくります**

施策の柱

- 3-1 生物多様性の保全に取り組めます
 - 3-2 水と緑を活用した快適な環境づくりに取り組めます
 - 3-3 農地の保全と活用に取り組めます
 - 3-4 生物による害への対策に取り組めます
- ※3-1 は平塚市生物多様性保全アクションプランの推進により実施
 ※3-2 は平塚市緑の基本計画等の推進により実施
 ※3-3 は平塚市都市農業振興基本計画等の推進により実施

関連する SDGs



(4) 生活環境分野の方針と施策の柱

環境保全の原点は、公害や衛生問題のない安全・安心な暮らしを保つことであり、そのためには、環境汚染や騒音・振動、地盤沈下を防ぎ、廃棄物を適切に処理し、まちの衛生や美観を保つことが必要です。

現在の本市では、かつての産業公害のような著しい環境汚染は見られませんが、今後も大気や水質、騒音、地盤沈下などの監視を続けていく必要があります。また、古い建物に見られるアスベスト(石綿)や近年注目されているフッ素化合物などの各種有害物質の問題、散乱ごみや不法投棄といった環境美化における問題について、それぞれ適切な対応が求められています。

これらのことから、以下のとおり、生活環境分野の目標と方針を定めます。

分野別方針
4

**生活環境を守り、まちをきれいに保ち、
安全・安心を確保します**

施策の柱

- 4-1 大気環境・水環境の保全に取り組めます
- 4-2 生活環境の安全・安心の確保に取り組めます
- 4-3 環境美化に取り組めます

関連する SDG s



(5) 環境学習・協働分野の方針と施策の柱

今日の環境保全は行政からの規制や指導だけで行えるものではなく、身近な環境美化の取組から、生態系と調和した暮らし方、地域の生物多様性の保全、気候変動対策という大きな取組に至るまで、一人一人が意識を高め、環境について学び、自主的に行動することが求められています。また、社会的な取組や市の施策を効果的に実行するためには、市民、事業者、市の協働が必要不可欠となっています。

このような環境学習と協働を広げていくためには、情報発信や啓発活動を活発に行うとともに、学習や行動の機会や場を充実していくことが重要です。また、自然や歴史から地域の環境の成り立ちや仕組みを知り、安全の確保や、様々な地域資源の保全と活用について考えていくことも環境学習の一環であり、まちづくりに資する取組にもなります。

これらのことから、以下のとおり、環境学習・協働分野の目標と方針を定めます。

分野別方針

5

**環境学習と協働を推進し、
一人一人が環境づくりに取り組みます**

施策の柱

5-1 環境学習の充実に取り組みます

5-2 環境問題や地域資源についての啓発、発信に取り組みます

5-3 市民、事業者の活動支援と協働推進に取り組みます

関連する SDG s



3. 施策の体系

本計画の施策体系について、めざすべき環境像の下に分野別方針と施策の柱を定め、体系的に施策を位置づけます。

《めざすべき環境像》

《施策》※庁内検討前のイメージです

